

令和6年度 区民施設・行政施設監査の結果について

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、令和6年度区民施設・行政施設監査結果を下記のとおり公表する。

令和7年2月26日

東京都北区監査委員 佐藤 明 充
同 西村 泰 信
同 ふるた しのぶ
同 石川 さえだ

記

1 監査日、監査対象

監査日	監査対象	【所管課】
12月9日 (月)	東田端地域振興室	【地域振興課】
	十条台地域振興室 十条台ふれあい館	【地域振興課】
12月10日 (火)	滝野川区民事務所	【戸籍住民課】
	田端文士村記念館	【地域振興課】
12月11日 (水)	滝野川清掃庁舎	【北区清掃事務所】
	赤羽健康支援センター	【保健サービス課】
12月13日 (金)	中央図書館	【中央図書館】

2 監査事項及び範囲

令和5年度及び令和6年度の監査実施までの期間における財務に関する事務の執行及び施設の管理状況について監査した。

3 監査の主な着眼点

- (1) 施設は安全性を考慮して管理運営されているか。また、災害対策や防犯対策は万全か。
- (2) 施設の管理運営は、施設の設置目的に合致して行われているか。また、利用者の利便性を考慮したものとなっているか。
- (3) 施設の管理業務は、適切かつ効率的に行われているか。
- (4) 現金等の出納保管は適正になされているか。

4 監査結果

区民施設・行政施設の財務に関する事務の執行及び施設の管理については、概ね適正に行われていると認められた。

しかしながら、一部には、次に示すような、意見・検討事項があったので、是正、改善を図られたい。検討結果については、後日報告されたい。

また、監査報告書に記載するに至らない軽易な事項については、口頭により注意したので、速やかに対応されたい。

【意見・検討事項】

- (1) 滝野川清掃庁舎では、令和6年12月11日現在、委託職員等を含め、女性が18名勤務しているが、女性用のトイレは、1階の更衣室内に和式トイレが1箇所のみであり、しかも、更衣室とトイレは、カーテンだけで仕切られている。

また、作業終了後に、女性がシャワー等を利用できる環境も整っていない。

近年、廃棄物収集や運搬業務に、男性以外も従事するようになっていることから、区は、誰もが働きやすい職場となるよう、環境の整備に努められたい。

(北区清掃事務所)